

福島市の地域で
頑張るあなたへ! //

地域まちづくり事業 支援制度 2024 あります

普段の地域活動でこんなお悩みありませんか...?



対象事業

対象となる事業は主に以下のような事業です。

住民のつながり や交流を促す事業

地域の広報誌作成
やマーケットの
開催など



地域文化や伝統を 保存・継承する事業

伝統の小唄や踊り
の保存継承、地域
民話集の制作など



地域の問題解消を 図る事業

不法投棄の収集、
花植えや清掃
活動など



地区の魅力や特徴 を発信する事業

地域の企業訪問
や農業体験、地
域のPRなど



対象経費

各地区の予算額の範囲内となります。
詳しくは地区の支所にお問い合わせください。



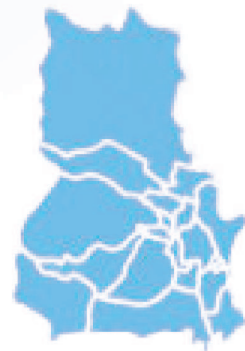
対象団体

- ・町内会
- ・地域活動団体

お住まいの地域を対象に活動や事業を行っている団体で
規約または会則を有する団体が対象となります。
詳しくはホームページをご覧ください。

この支援制度における 福島市の地域とは...

福島市では18の支所所管区域（中央地区は東西に分割）を定めており、それぞれの区域を『地域』と定義しております。支援制度が対象となる事業の範囲は、お住まいや団体住所地の『地域』が対象となります。



支援制度の活用までの流れ

連絡・相談

お住まいの支所に実施する事業の内容を相談

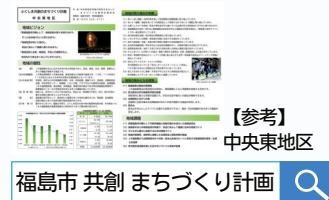
- ・ 事業の内容により事業計画書もしくは申請書を作成します。
- ・ 支援制度には、「まちづくり事業補助金」「地域まちづくり交付金」があります。どちらを活用出来るかは地域によって異なります。

申請

申請のための準備（申請にあたっては以下の点に留意願います）

採択事業の条件

採択される事業は、各地区のふくしま共創のまちづくり計画に合致していることが条件となります。各地区の計画については、福島市のホームページをご覧ください。



対象経費

事業で使用出来る主な経費は以下のとおりです。

- ・ 報償費 …………… 講師謝礼（団体会員への報酬は対象外）
- ・ 旅 費 …………… 講師の交通費（講師負担分）
- ・ 食糧費 …………… 講師の昼食やお茶代（団体会員の食糧は対象外）
- ・ 消耗品費 …………… 事業に必要な物品や材料
- ・ 印刷製本費 …………… ガイドマップ、チラシ、広報誌などの制作費
- ・ 委託費工事費 …………… 会場設営、冊子のデザイン、事業看板設置
- ・ 通信運搬費 …………… 切手代（事業に直接使用するもの）
- ・ 保険費 …………… ボランティア保険や事業実施時の傷害保険
- ・ 使用料及び賃借料 …… 会場借上げ料、物品レンタル代、機材借上

注意事項

- ・ 交付決定日から原則令和7年2月28日までの期間に行う事業に交付します。
- ・ 事業開始は、福島市からの補助交付決定後となります。交付決定前に購入した物品等は対象外となりますのでご注意ください。
- ・ 主体的に取り組む事業や活動に係る費用を補助するものです。単に「物品を購入し設置する」ことや「委託による施設や環境の整備」は対象となりません。
- ・ 事業完了後は、実績報告と併せて領収書や実施写真をご提出ください。

審査

各地区のふくしま共創のまちづくり計画推進懇談会にて事業内容の審査

- ・ 事業の内容により採択されない場合や地区内の事業数により、申請した補助額を下回る場合があります。
- ・ 地区によって審査の時期が異なります。

交付決定

交付決定後、事業を開始